

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第832回）  
島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

<有効性評価：格納容器破損防止（水素燃焼）>

- 格納容器酸素濃度の運転上の制限値とプラント起動時の酸素濃度の関係について分かりやすく記載すること。
- 格納容器水素濃度及び酸素濃度の計測について、既設と新設の濃度計の測定原理の特徴の違いについて説明するとともに、SA環境下（水蒸気が多い状態）においても測定が可能であることを示すこと。
- 既設の格納容器水素・酸素濃度計について、冷却能力を向上させていることを説明すること。
- 水素、酸素、窒素、水蒸気の条件下における可燃限界と爆轟限界の図を踏まえて、水素及び酸素の排出基準を再確認すること。

<重大事故等対処設備：別添資料-3 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備>

- PARの配置場所について、検討の経緯を含めて、現状の配置場所の妥当性を示すこと。
- 水素濃度計の設置場所について、現状の設置場所の妥当性を示すこと。
- 自主対策設備であるブローアウトパネルの開放に至る条件について、整理し説明すること。
- 反応阻害物質ファクタの評価について、格納容器から漏えいする粒子状放射性物質や一酸化炭素等による触媒性能への影響も含めて整理すること。

<第31条、第60条、技術的能力1.17：監視測定設備>

- モニタリングポスト専用の非常用発電機が非常用ディーゼル発電機と干渉しないことを説明すること。
- 保安電源設備の要求に対して、モニタリングポスト専用の非常用発電機の考え方を説明すること。
- 海側に設置する可搬式モニタリングポストについて、サブルートを通るとしている考え方について説明すること。また、設置にかかる要員、時間の考え方についてもあわせて説明すること。
- 可搬式モニタリングポスト設置の着手判断として原災法10条特定事象としていることについて説明すること。

以上